

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年10月24日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名   | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1   | 1号機 | 処理済み海水貯蔵タンク(仮設タンク)の堰において、大雨の影響により放射性物質濃度の分析結果が出る前に溢水したため、対応検討。なお、溢水前に採取した堰内の水の分析結果については全ベータ及びトリチウムともに検出限界値未満。 | GIII |    |
| 2   | 1号機 | 活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋1階加熱蒸気系弁室において、電線管ボックスの腐食箇所より雨水の漏えいが認められたため、清掃および当該電線管ボックスを交換。                               | GIII |    |
| 3   | 4号機 | 計装用圧縮空気系計装用空気圧縮機(A)電動機点検において、電動機負荷側軸受部の嵌合管理値外れが認められたため、当該軸受部を交換。  | GIII |    |
| 4   | その他 | 一次水処理設備ドレンポンプ(C)停止時において、吐出圧力指示計に指示不良(0.11MPaを指示したまま固着)が認められたため、当該圧力指示計の点検・修理。                                 | GIII |    |